新市立病院整備 よくあるご質問



よくあるご質問

		ページ
I	新病院は公立病院ではなくなるの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I
2	なぜ、直営ではダメなの、どうして指定管理者制度を導入するの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	なぜ、今ある回復期リハビリテーション病床を、新病院に引き継げないの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	現地建て替えはできないの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	いつから指定管理者の病院運営が始まるの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	指定管理者制度を導入したら、現在の市立病院職員はどうなるの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7	産婦人科のうち分娩は取り扱いを見直すとのことだが、どうなるの? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
8	指定管理者制度で民間が市立病院を運営すると、医療の質が落ちるのでは?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
9	指定管理者制度で民間が市立病院を運営すると、利益追求のため、儲けにならない患者を断るのでは?・・・	11
10	全室個室になったら、入院代は高くなるのでは?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
11	指定管理者の運営で、赤字がでたら、市は補填するの?また、黒字になったら、市に納入させるの?・・・・・・・	13
12	これまで不採算な政策的医療(救急医療・小児医療など)への市の財政支援はどうだったの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
Ι3	不採算の政策的医療(救急医療・小児医療など)を含め市は公立病院が赤字となったら財政支援すべきでは?	15
۱4	指定管理者の病院運営がきちんとできているのか、チェックできるの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
15	ゆずろバスは 現病院のように 新病院の敷地に乗り入れるの? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17



新病院は公立病院ではなくなるの?

新病院は箕面市立病院(公立病院)として整備します。

大阪大学医学部との強力な連携のもと、今以上に診療体制を 充実させ、持続可能で質の高い医療提供体制を確保して いきます。

١



なぜ、直営ではダメなの、 なせ、直呂しはノノるい、 どうして指定管理者制度を導入するの? 1/2

将来の医療需要に応え、診療体制を充実・強化し、持続可能で 質の高い医療を提供するには、急性期病床を少なくとも300床以 上確保する必要があり、加えて、回復期リハビリテーション病床も 現状と同様に確保を目指すべきです。

しかし、市単独で整備した場合は、最大でも急性期267床しか 確保できません。

必要な急性期病床と回復期リハビリテーション病床を確保する ためには、国が進める「再編統合」のスキームを活用する以外にあ りません。



なぜ、直営ではダメなの、 どうして指定管理者制度を導入するの? 2/2

「再編統合」の可能性を調査したところ、再編統合に前向きな 複数の法人のいずれもが「再編統合後の新市立病院を自ら運営 したい」との意向を示していることから、直営ではなく、指定管理 者制度による運営が前提となるものです。

市単独で整備した場合、将来の医療需要に応えることができ ないばかりか、症例数を十分に確保できず、ひいては医師の 確保が困難となり、現状よりも医療サービスの低下を招くことが 予見されることから、そのような新市立病院を多額の税金を投入 して整備すべきではないと考えます。



なぜ、今ある回復期リハビリテーション病床を、 (A) 新病院に引き継げないの?

現病院の回復期リハビリテーション病床(50床)は、平成8年 7月にリハビリテーションセンター開設時に増床整備されたもの です。

当時豊能医療圏内で回復期リハビリテーション機能が不足して いたことを受け、特例的に増床が認められたものです。(このよう な病床を医療法第30条の4第11項に基づく「特定病床」と呼び ます。)

当該特定病床は、現病院に対して認められているもので、移転 建替えを行う場合は、引き継ぐことができません。



現地建て替えはできないの?

1/2

老朽化が進む市立病院の現状をふまえ、平成29年に大規模改修、 現地建て替え、移転建て替えの各手法について、概算事業費やメリット、 デメリットなどを調査・検討した「箕面市立病院リニューアル報告書」が まとめられました。

同報告書では、大規模改修案は、病棟閉鎖による損失や、最新医療への十分な対応ができないこと、さらに工事期間中の患者さんへの影響などから適切でないとされ、一方、建て替え案については、現地建て替え、移転建て替えともにコスト面等において差がなく、現地建て替えとCOMI号館跡地への移転建て替えの両論併記となりました。



現地建て替えはできないの?

2/2

この報告を受けて、平成29年の市議会でご議論をいただき、箕面船場 阪大前駅からのアクセス性などからCOMI号館跡地への移転建て替えが 望ましいとのご意見を得て、同地への移転建て替えが決定されました。

従って、新病院は、この決定に基づき「移転建替え」により整備するものです。



いつから指定管理者の病院運営が始まるの?

指定管理期間は、現市立病院から開始し、 新病院開設後20年間とします。指定管理開始と 新病院開院時の混乱が重複しないよう、 最低でも | 年程度は現市立病院において指定管理を 行うこととします。

なお、指定管理の開始時期は、再編統合に伴う 指定管理者側の調整期間を考慮し、指定管理者からの提案 によるものとしますが、最短のスケジュールでは、令和7年4 月となる見込みです。



指定管理者制度を導入したら、 現在の市立病院職員はどうなるの?

現在の市立病院職員は、退職となります。

ただし、現市立病院職員の雇用の確保のため、 指定管理者となる法人への就職希望者全員の受入れ、 65歳までの継続雇用を条件に指定管理者を公募します。

また、指定管理後の医療提供体制の確保のため、現在の市立病院職員が指定管理者となる法人へ転職する際の支援策を検討します。



産婦人科のうち分娩は取り扱いを見直すとのことだが、どうなるの?

分娩については、可能であればこれまで通り市立病院で安心して出産ができるよう存続させたいと考えますが、 医師の派遣先の集約化の検討や、当院の分娩件数が 年間80件程度と非常に少ない状況から、大阪大学医学部からの医師の派遣が困難であり、取り扱いを見直さざるを 得ない状況です。

しかし、指定管理者から医師の確保を前提に分娩継続の提案があった場合は、分娩に取り組んでいただきます。



指定管理者制度で 民間が市立病院を運営すると、 医療の質が落ちるのでは?

一般医療に加え、救急や小児医療など、当院と同様の医療 提供をしている医療法人等の多くは、なんら問題なく運営されて います。

また、全国で約80の病院が指定管理者制度を導入しています。

私もそのうちの複数の病院に視察に赴き、持続可能で質の高い医療が提供されていることを確認しました。



指定管理者制度で 民間が市立病院を運営すると、 利益追求のため、儲けにならない患者を 断るのでは?

医療機関の責務として、

「医療機関は、患者からの診療の求めに応じて、 必要にして十分な治療を与えることが求められ、 正当な理由なく診療を拒んではならないこと」 とされており、患者の受診を断ることはあり得ません。



全室個室になったら、 入院代は高くなるのでは?

公立病院の場合、有料個室は全病床数の3割以下と定められて います(ちなみに、現市立病院でも、約3割に当たる85床が有料 個室となっています)。

見方を変えれば、新病院は、7割は無料で個室に入院できる ことになります。

また、有料個室であっても、治療上の必要や無料個室が満床 のため入室した場合は無料となります。

なお、有料と無料は、附属設備等アメニティで区分します。



指定管理者の運営で、) 赤字がでたら、市は補填するの? また、黒字になったら、市に納入させるの?

病院運営は、指定管理者の自主的な経営に任せるべきであり、赤字補てんは原則行いません。

一方、黒字となった場合、民間病院でも、例えば、医療機器の 更新や職員の処遇改善など病院運営に必要な財源に黒字分が 充てられることから、市への納入を求めることは想定していません。

ただし、救急医療や小児医療など不採算と言われる政策的医療の実施については、市が必要な財政支援を行います。



これまで不採算な政策的医療(救急医療・小児医療など)への市の財政支援はどうだったの?

公立病院は、地方公営企業法の趣旨に沿ってその経済性を発揮し、独立 採算が求められることから、市立病院は平成21年度以降、原則として市から の財政支援に頼らない運営をめざしてきました。

しかし、経営状況が悪化したままで、市民の命と健康を守る最後の砦としての市立病院の使命が果たせなくなることから、医業収入で賄えない救急や小児医療など、公立病院として担うべき政策的医療については、市が医療体制の確保をしっかりと果たすべきとの判断から、令和4年度より市から3億2,700万円を繰り入れています。

なお、指定管理者制度の導入後も必要な財政支援を継続します。



不採算の政策的医療(救急医療・小児医療など)を含め市は公立病院が赤字となったら 財政支援すべきでは?

救急医療や小児医療など不採算と言われる政策的医療については、国が示す基準などを参考に市からの繰入を行い、しっかりと財政支援します。

一方、一般医療については、地方公営企業法の趣旨に沿ってその経済性を 発揮することが求められていることや、民間病院が自らの経営努力によって 運営されていることなどを踏まえると、市が財政支援すべき分野では ないと考えます。

これらの分野への安易な赤字補てんは、本来の健全な経営努力の妨げとなりかねないことから、皆さまからお預かりした貴重な税金の使い道としても適切ではありません。

15



指定管理者の病院運営が きちんとできているのか、チェックできるの?

病院運営等に関する高度で専門的な知見を持つ 第三者などで構成される評価組織を新たに設置して、 チェックしていきます。

また、その結果は、その都度、公開していきます。



ゆずるバスは、現病院のように、 新病院の敷地に乗り入れるの?

新病院でも、ゆずるバスが病院敷地内に乗り入れることが できるよう、検討していきます。

ご拝読いただきありがとうございました。

今後、パブリックコメントやタウンミーティングなどで伺った皆さまのご意見をふまえ、「箕面市新市立病院整備基本構想」を確定し、これに基づいて、基本計画の策定、設計・建設を計画的に進め、令和9年度中の開院をめざします。

これからも公立病院として「市民の命と健康の砦」という使命を決して忘れることなく、持続可能で質の高い医療を提供していくため、精一杯取り組んでまいりますので、どうかご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。



大阪府箕面市